

概要版



今治市地域防災計画 今治市水防計画 (令和 7年 3月修正)



今治市

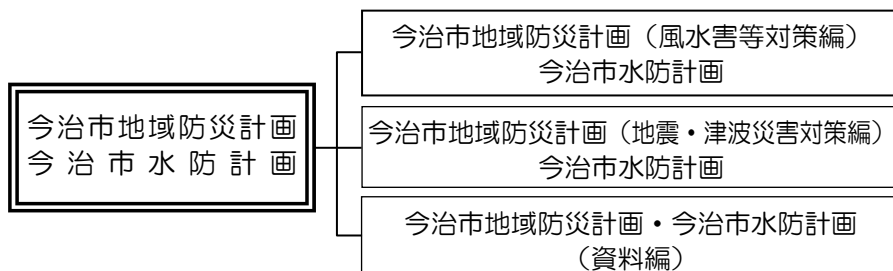
今治市地域防災計画・今治市水防計画とは

■計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条及び水防法第33条の規定に基づき、今治市防災会議が作成する計画であって、今治市に係わる地震、土砂災害、洪水、内水、津波又は高潮など災害に対して、市、県、防災関係機関が、市民の協力のもとに、災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として定めています。

■計画の構成

計画は、次の3編で構成されています。



■防災の基本方針（防災ビジョン）

市民の生命と財産を災害から守り、安全・安心な市民生活を確保するために、防災の基本目標を『被害の軽減（減災）を図る』ことと定めています。

そして、この基本目標を達成するための防災施策を「災害に強いまちづくり」「災害に強い人づくり」「災害への適切な対応」とし、重点的に進めていくこととしています。

防災の基本方針（防災ビジョン）

■基本目標

被害の軽減（減災）を図る

- ・ 災害の脅威を知る。
- ・ 地域の防災力の向上を図る。

■市・防災関係機関・事業者・市民が協力

- ・ 市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本計画を実施する責務を有する。
- ・ 消防機関、水防団その他の機関は、市と相互に協力する。
- ・ 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、その責務を果たす。
- ・ 事業者は、事業の継続に努め、市や防災関係機関に協力する。
- ・ 市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、備蓄や防災訓練への参加等の防災対策を自ら講ずる。

■防災施策の大綱

災害に強いまちづくり

- ・ 地震災害対策の推進
- ・ 津波災害対策の推進
- ・ 風水害対策の推進
- ・ 土砂災害対策の推進
- ・ その他の災害対策の推進



災害に強い人づくり

- ・ 自助能力（市民一人ひとりの災害対応力）の向上
- ・ 共助能力（地域の災害対応力）の向上



災害への適切な対応

- ・ 役割の明確化
- ・ 地域防災計画と応援体制の充実
- ・ 防災・救助体制の整備
- ・ 被災者の生活再建や復興対策の充実



■令和6年度修正の方針

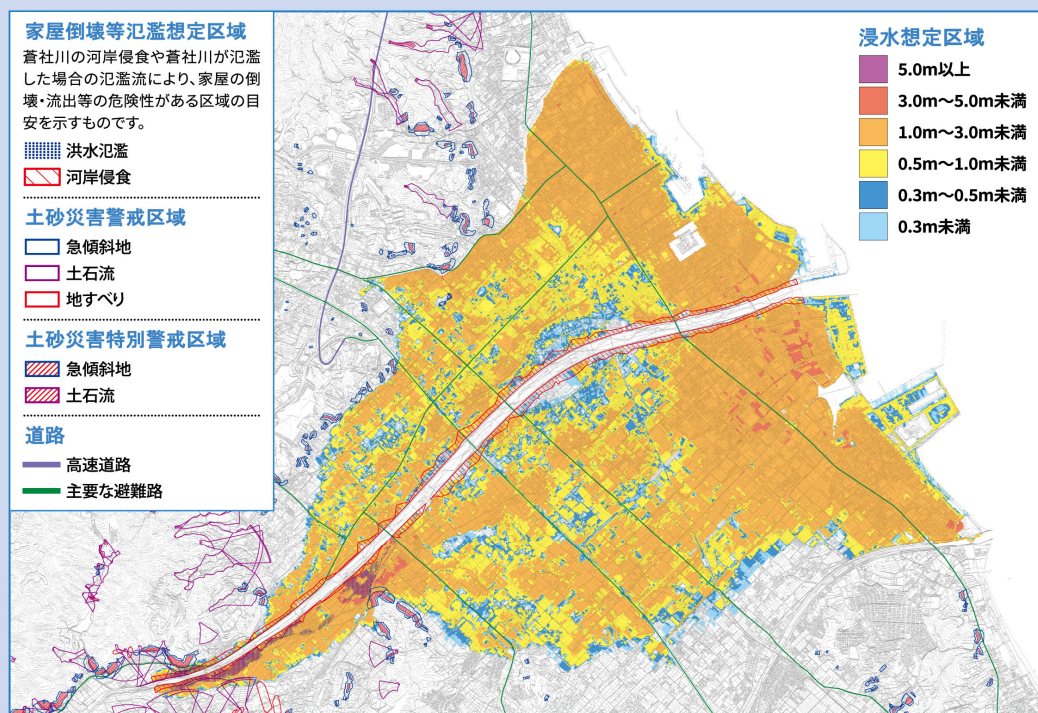
■令和6年能登半島地震をはじめ、近年の全国各地で発生した豪雨災害等の教訓を踏まえ、風水害や内陸型地震・南海トラフ巨大地震等の大規模災害への防災対策をより充実・強化しました。

■防災基本計画や愛媛県地域防災計画の修正等、令和4年度以降に制定・改正された法令、上位計画等との整合を図り、国や県の防災対策と連携した市の防災対策を行えるよう計画の見直しを行いました。

被害の想定

■洪水や土砂災害による被害の想定

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域



左図に示した洪水浸水想定区域は、発生する確率は低いものの、蒼社川流域で**想定し得る最大規模の大雨（1日間の総雨量：706mm）**に伴う洪水により蒼社川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。家屋倒壊氾濫想定区域は、蒼社川の河岸侵食や蒼社川が氾濫した場合の氾濫流により、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。

※浅川・竜登川・頓田川・銅川の水系河川についても、浸水想定区域図が公表されました。詳しくは、「**今治市 Web 版防災マップ**」
(https://city-imabari.my.salesforce-sites.com/P_PUB_VF_KakudaiMap)
をご確認ください。



洪水・内水氾濫

■蒼社川、浅川・竜登川・頓田川・銅川の水系河川が氾濫した場合

蒼社川、浅川・竜登川・頓田川・銅川の水系河川が大雨により氾濫した場合、川沿いの低地や河口付近では、広い範囲で0.5～3mの深さの浸水が想定されています。浸水が想定される区域にお住いの方は、日頃から避難場所を確認し、洪水が発生するおそれがある場合は、早めの避難を心がけてください。浸水が始まってからの避難はかえって危険なことがあります。



高潮

■高潮が発生した場合

高潮とは台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなり浸水被害が起こる現象です。既往災害規模の台風が発生した場合、海岸付近の広い範囲で1.0～5.0mの深さの浸水が想定されています。大潮時の満潮と高潮のピークが重なると海面が上昇しやすくなり危険です。



土砂災害

■土砂災害（特別）警戒区域について

梅雨期、台風時など、雨が多く降る時期や地震が起きたときには、地盤がゆるみ、土石流やがけ崩れ、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

土砂災害から身を守るためには、まず自分の家の周りに危険がないか、確認しましょう。

■今治市 Web 版防災マップ

(https://city-imabari.my.salesforce-sites.com/P_PUB_VF_KakudaiMap)

災害の種類ごとに分けて、自宅等周辺の手帳マップを印刷することができます。



■松山地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/matsuyama/>
愛媛県の気象予報、防災情報、観測情報など。



■国土交通省【川の防災情報】 <http://www.river.go.jp/>

全国のリアルタイム雨量・水位の情報を提供。水防警報、洪水予報やダム放流通知。

■えひめ河川（かわ）メール（愛媛県河川情報アラームメールサービス）

<http://www.pref.ehime.jp/h40600/kasenalarm/h40600.html>

あらかじめ登録設定した地域の河川の水位や降雨量が基準値を超過した場合のほか、県が管理するダムの放流情報などをメール配信。

■えひめ土砂災害情報マップ <https://www.sabo.pref.ehime.jp/map/>

土砂災害（特別）警戒区域など。

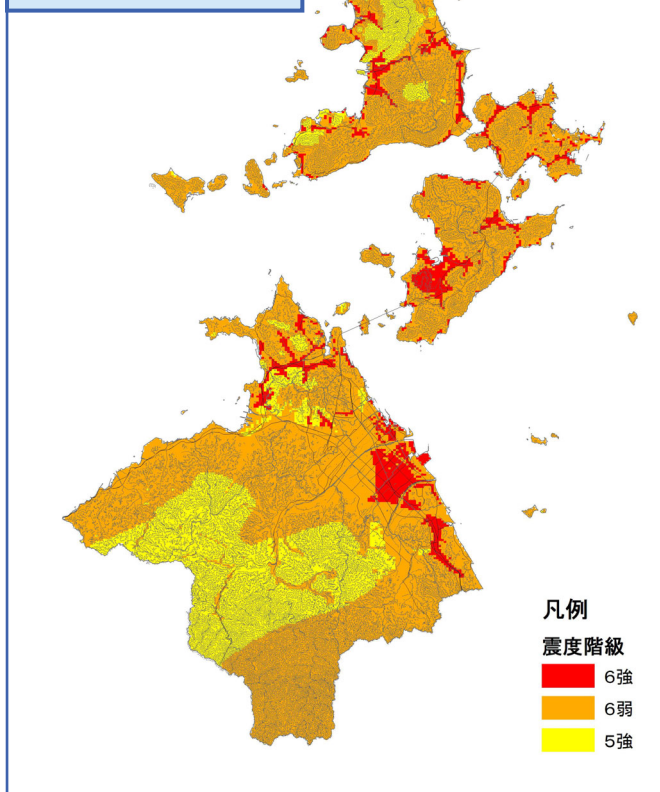


■気象情報や河川の水位情報等の入手先



■地震や津波による被害の想定（南海トラフ巨大地震）

今治市・地震防災マップ
（震度分布）



■南海トラフ巨大地震が発生した場合

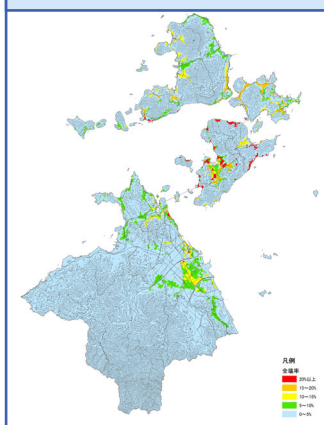
市の広い地域で震度6弱、地盤の軟弱な地域で震度6強の揺れが想定されています。

この地震に伴う建物被害は、全壊 9,097 棟、死者 641 人、負傷者 4,661 人と想定されます。

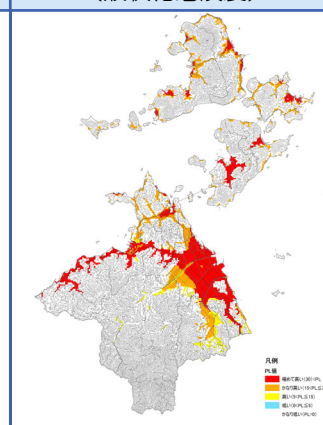
国が行った評価結果では、南海トラフで M8～M9 クラスの地震が起こる確率は、10 年以内で 30%程度、30 年以内で 70%～80%、50 年以内で 90%程度以上となっています。



今治市・地震防災マップ
（建物被害危険度）



今治市・地震防災マップ
（液状化危険度）



詳しくは、今治市ホームページをご覧ください。

「防災マップ・ハザードマップ（地震防災マップ）」(<https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/bousaimap.html>)



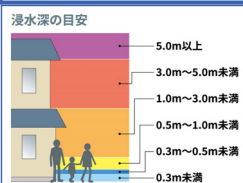
■本市の被害が最大となると考えられる南海トラフ巨大地震による被害想定

	原因	全壊	半壊
建物の被害 (冬 18 時強風時)	揺れ（棟数）	5,764	18,249
	地盤の液状化（棟数）	1,843	3,298
	土砂災害（棟数）	32	75
	津波（棟数）	480	5,203
	地震火災（焼失棟数）	978	—
	合計（棟数）	9,097	26,825
	原因	死者数	負傷者数
人の被害 (冬深夜強風時)	建物倒壊（人）	351	4,601
	土砂災害（人）	3	3
	津波（人）	284	50
	火災（人）	3	7
	合計	641	4,661
	ライフライン名	直後	1 週間後
ライフラインの被害 (冬 18 時強風時)	上水道（断水人口）（人）	156,320	133,538
	下水道（支障人口）（人）	56,221	16,141
	電力（停電軒数）（軒）	79,850	7,326
	通信（不通回線数）（回線）	99,922	3,529
	都市ガス（支障戸数）（戸）	13,637	11,405
	項目	1 日後	1 週間後
避難者数	避難者合計（人）	40,306	44,630
	うち指定避難所避難者数（人）	26,156	25,637
	項目	被害数	
その他の被害	帰宅困難者数（人）	17,899	
	仮設住宅必要数（世帯）	1,929	
	災害廃棄物発生量（万 t）	71	
	指定避難所内要配慮者（人）	6,187	

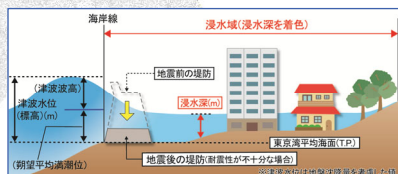
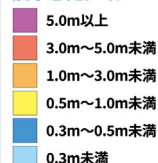
【出典】：愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）平成 25 年 12 月 愛媛県

■南海トラフ巨大地震による津波の想定

今治市・津波防災マップ (津波浸水深)



浸水想定区域



■南海トラフ巨大地震による津波の想定

今治市には、地震発生後最短で 161 分後に+1 mの津波が到達し、最大浸水深 3~5 mに達すると想定されます。



津波



津波の心得5か条

- ①地震が起きたら、まず避難。
- ②津波は繰り返し来襲します。
- ③情報を待っているのは、逃げ遅れます。
- ④家族で避難場所などを話し合ひましょう。
- ⑤津波は引き潮から始まるとは限りません。

■緊急速報メール

今治市が配信する災害情報などを受信できるサービスです。

NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル各社の携帯電話で、事前の登録は不要、無料で利用できます。

詳しくは、「今治市 Web 版防災マップ」をご覧ください。(https://city-imabari.my.salesforce-sites.com/P_PUB_VF_KakudaiMap)



■「緊急地震速報」と「大津波警報」「津波警報」

いつ、どこで起こるか分からない地震や津波。その発生をできるだけ早く伝え、身を守る行動がとれるように、気象庁では、地震による強い揺れが来るときには「緊急地震速報」を、津波による災害の発生が予想されるときには「大津波警報」「津波警報」を発表しています。

■緊急地震速報

最大震度が 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予測された場合、予測震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上の地域に発表されます。



■大津波警報・津波警報

「巨大な津波」「高い津波」という表現で、大津波警報や津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大津波が襲って来る可能性がある非常事態です。



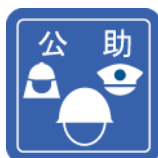
■「南海トラフ地震臨時情報」について

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。その場合、政府や市などから、防災対応を呼びかけますので、呼びかけの内容に応じた防災対応をとってください。

平常時の備え(災害予防計画)

大規模な災害が発生しても、その被害を防ぎ、又は減らしていくためには、市民・事業所（自助）、自主防災組織等の地域（共助）、市・防災関係機関等（公助）は、それぞれの役割を自覚し、協働し、平常時から災害に対する備えや体制の整備を行っていく必要があります。

■洪水や土砂災害、高潮等に備える



- 県や関係機関による大規模氾濫に関する減災対策協議会に参加して協議するとともに、洪水や土砂災害を予防するための事業を進めます。
- 防災マップを作成し、洪水や高潮の浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域等の周知を行い、区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施を促進します。

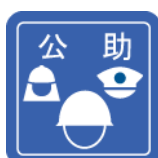


- 防災マップで洪水、高潮等の浸水危険箇所や土砂災害の種類及び位置を確認しましょう。
- 洪水や土砂災害、高潮等に関する知識の習得に努めましょう。



- 危険箇所や避難場所等を記した自主防災マップを作成しましょう。
- 堤防決壊や土砂災害の前兆現象などの情報収集・伝達体制を整備しましょう。

■地震の揺れに備える



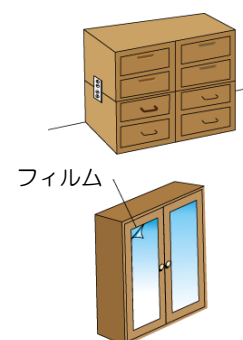
- 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の普及と啓発、相談への対応、助成を行います。
- 特定建築物（不特定多数の人が利用する施設など）の耐震診断・改修の促進を図ります。
- 公共施設や学校等の建物や避難所の天井などの耐震化を順次進めていきます。
- ブロック塀等の安全対策、家具等の転倒防止に関する啓発活動を行います。



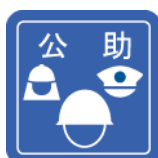
- 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修を行いましょう。
- 金物や突っ張り棒などで家具を固定しましょう。
- 出入口には物を置かないなど、逃げ道を確保しておきましょう。
- ブロック塀が倒壊しないよう補強しましょう。



- 「防災点検の日」を設けて一斉に防災点検を行うなど、地域みんなで防災力を高めましょう。
- 集会等の機会を利用して、正しい知識の普及に努めましょう。



■津波に備える



- 津波からの防護のため防潮堤や堤防の適切な点検や整備を行うとともに、確実に水門や陸閘等の閉鎖を行える体制を整備します。
- 津波災害警戒区域や津波からの避難場所を記載した津波防災マップの周知を図り、区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施を促進します。
- 津波警報などの伝達のため、緊急防災情報伝達システム※を整備しています。
※緊急情報をいち早く市民の方に伝えるため、同報系防災行政無線整備をはじめとして、携帯電話やテレビ、コミュニティFMラジオなど活用可能な様々なツール、メディアを通じて一括伝達ができるようにするものです。

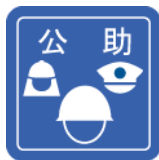


- 津波に関する知識を習得し、津波警報等を聞いたときにとるべき行動などを考えましょう。
- 地域の危険度や津波からの避難場所、避難経路、避難方法などを確認しておきましょう。
- 地域の津波避難訓練等に進んで参加しましょう。



- 津波警報等を地域住民に伝達する責任者や伝達ルートを決めておきましょう。
- 地域で複数の津波避難経路を定めましょう。
- 救出・救護活動を行う場合は、津波到達時間内での活動とするなど、行動ルールについて決めておきましょう。

■火災に備える



- 消防資機材等の整備、消防団の入団促進・育成・強化により、消防力（消火）の強化を図るとともに、消防水利の整備を進めます。
- 老朽木造住宅が密集する地区については、建物の建て替え・不燃化、狭隘道路の拡幅、広場の整備、避難施設の確保など、地域住民と協働で防災対策に取り組みます。

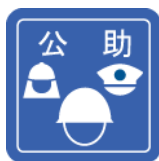


- 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 消火器等の設置や使用方法を確認しましょう。
- 自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブを使いましょう。



- 地域で管理している消火器や消防資機材等の点検を行いましょう。
- 日頃から初期消火訓練を行って、いざというときに備えましょう。

■けがや人命救助に備える



- 救急救助隊の整備充実を図るとともに、救助用資機材の備蓄の推進を図ります。
- 消防隊員や消防団員の救護活動能力の向上に努めます。
- 救命講習や救助訓練を実施します。

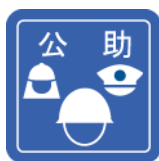


- 救命講習や訓練へ積極的に参加しましょう。
- 医薬品等を備蓄しておきましょう。



- 家屋の下敷きとなった人の救出や負傷者の応急手当を習得する講習等に参加しましょう。
- 救助用資機材の点検を行い、いざというときに備えましょう。

■いざという時の避難に備える



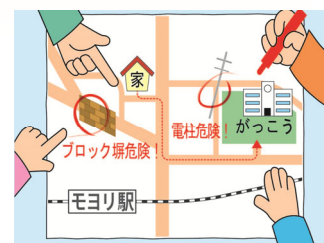
- 各種広報や防災訓練、各種研修会等へ職員を派遣する等の支援を行います。
- 地域等と協働での避難計画の策定や防災訓練を実施します。
- 警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達体制を確立します。（警戒レベルは津波の際には使用しません。）
- 避難に援護が必要な人（避難行動要支援者）の把握と個別避難計画の策定、支援体制を構築します。
- 避難誘導アプリ等のデジタル技術を活用した指定避難所等案内図の整備を進めます。
- 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう準備を進めています。



- 「自分の生命は自分で守る」という意識を持ち、避難先（指定避難所や安全な親戚宅など）及び安全な避難経路、危険箇所を確認しておきましょう。
- 家族や従業員等との連絡方法を確認しておきましょう。
- 5段階の警戒レベルと避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の意味を理解しておきましょう。
- 洪水、高潮の浸水想定区域及び土砂災害、津波の警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練を実施しましょう。

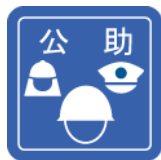


- 避難する際の避難所及び安全な避難経路、危険箇所を確認し、地域のみんなで共有しましょう。
- 地域内の高齢者や障がい者など、援護を必要とする人の安否確認、避難誘導體制を整えましょう。
- 避難誘導訓練や自主的な指定一般避難所運営訓練を実施しましょう。



	指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所	一時集合場所
役割	津波等の災害から一時的、緊急的に避難する場所（災害種別に応じて指定しています。また、指定一般避難所と同じ場合もあります。）	災害により、建物倒壊等で住居の使用が困難となった住民を受入れ、臨時に生活するための施設	高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための施設	各地域において、避難所等への避難を行う際に一時的に集合する場所
指定場所	小、中学校のグラウンドや公園、公共施設等を指定しています。	小、中学校、高等学校、公民館等の公共施設を指定しています。	福祉施設等を指定しています。また、受入対象者を特定して公示します。	必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定します。

■食料や生活必需品の不足に備える



- 食料、生活必需品等の備蓄を進めています。
- 他の自治体や民間流通企業、NPO 等との災害時応援協定の締結を進めています。
- 各指定避難所に物資を確実に届けるため、物資集積拠点の指定や物資供給体制の整備を進めています。
- 災害時のトイレの確保・管理体制を整備します。
- 断水の長期化に対する備えを進めます。
- 孤立が想定される地域の物資の備蓄や輸送体制の整備を図ります。



- 食料、飲料水、生活必需品を「最低3日間、推奨1週間」分備蓄しましょう。
- 特別な配慮の必要な人は、必要な食料、生活必需品を備えましょう。



- 地域住民への備蓄の呼びかけや炊き出し訓練を行いましょう。
- 地域での緊急物資の共同備蓄を進めましょう。
- 防災井戸による生活用水の確保を進めましょう。

食べながら備えるローリングストック

普段の生活に利用するものを備蓄品とし、製造日の古いものから使い、使った分は新しく買い足し、常に一定量の備えがある状態にしておきましょう。

■正確で素早い情報入手に備える



- 広報車や防災行政無線等による情報伝達体制の整備を進めています。
- 緊急防災情報伝達システム（緊急速報メール、コミュニティFM（緊急告知ラジオ）、Lアラート（災害情報共有システム）等多種多様な情報伝達手段）の整備を進めています。
- 障がい者等への情報が、迅速かつ確実に伝わるよう体制や設備等の整備に努めます。



- 災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認しておきましょう。
- 緊急防災情報伝達システム（緊急速報メール、コミュニティFM（緊急告知ラジオ）、Lアラート（災害情報共有システム））についての理解を深めましょう。



- 災害情報や避難情報の種類や入手方法、地域住民への伝達方法を確認しましょう。
- 情報収集・伝達訓練を行いましょう。
- 要配慮者への情報提供方法を決めましょう。



■自主防災組織に参加しましょう！

■自主防災組織とは

自主防災組織は、大規模な災害が発生した場合、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行います。

また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集、避難の実施や指定一般避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

平常時の活動	災害時の活動
①個人レベルの防災知識を向上させよう。 ②地域の情報を共有し、まちの防災力を高めよう。 ③防災マップを作ってみよう。 ④防災訓練を繰り返し実施しよう。 ⑤必要な資機材を選んで備蓄しておこう。 ⑥女性も積極的に参加しよう。 ⑦性別による役割の固定や偏りが起きないように配慮したうえで、役割分担を決めておこう。	①情報は素早く正確に伝達。 ②火が出たら、すぐ消火。 ③救出・救護はすみやかに。 ④落ち着いて、みんなで避難。 ⑤水、食料は、みんなで分け合って。 ⑥自主的な避難所運営をしよう。



災害発生後の活動(災害応急対策計画)

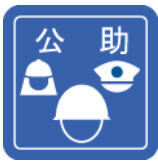
大規模災害発生時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命に係わる応急対策が全市にわたって必要となるため、市と市民・企業、自主防災組織等の地域における自主防災活動と協働した災害応急対策活動を行う必要があります。

■市の活動体制

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに災害対策本部を設置し、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、応急対策活動を実施するための体制を整えます。

また、市だけでは十分な災害応急対策活動が行えない場合は、国・県や自衛隊、緊急消防援助隊、他の自治体等に応援要請を行い、人員や資機材を確保します。応援部隊の受入れは、「今治市受援計画」及び「今治市緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、迅速かつ円滑に行います。

■情報収集・伝達活動



- 気象情報、災害情報、被害情報等の情報収集活動を行います。
- 気象情報、災害情報、被害情報等の広報活動を行います。
- 警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令した場合は、速やかに伝達します。（警戒レベルは津波の際には使用しません。）

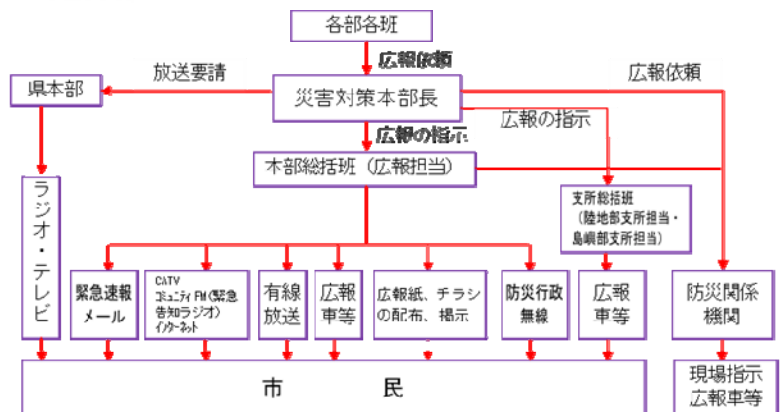


- 市や防災関係機関等から出される災害情報や避難情報に注意しましょう。（正確な情報の入手に努めてください。）
- 被害情報や浸水、がけ崩れ情報などを市へ連絡してください。



- 被害情報や浸水、がけ崩れ情報などを市へ連絡します。
- 地域住民へ災害情報や避難情報を伝達します。

避難情報の伝達経路



■救出・救護活動、消火活動、水防活動



救急・救助活動

- 消防機関による救急・救助活動を行います。
- 広域的な消防応援部隊による救急・救助活動を行います。

消火活動

- 消防機関による消火活動を行います。
- 広域的な消防応援部隊による消火活動を行います。

水防活動

- 水防本部を設置し、関係機関等と連携した水防活動を行います。
- 洪水や高潮に備え、水防区域の監視及び警戒を行います。
- 堤防の漏水や越水（水が溢れる。）などのおそれがあるとき、水防作業を行い、洪水等の防御に努めます。



救出・救護活動

- 軽傷の場合などは、自ら応急処置をしましょう。



救出・救護活動

- 安否確認や救助活動を行います。
- けが人に対する応急手当や救護所への搬送を行います。

消火活動

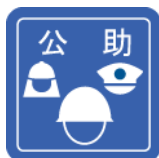
- 地震の揺れが収まってからストーブやガスコンロ等を消しましょう。
- 消火器等を使って、初期消火活動しましょう。

消火活動

- 消火器やバケツリレー等による初期消火活動を行います。



■避難活動



- 避難情報等は、5段階の警戒レベルを用いて発令します。また、避難すべき対象者やとるべき避難行動がわかるような伝達を行います。（警戒レベルは津波の際には使用しません。）
- 地域住民の避難誘導を行います。
- 避難行動要支援者の避難等について、避難支援者等へ要請を行います。



- 住民の皆さんは、警戒レベルに応じた適切な避難行動をとり、災害から身を守りましょう。
- 既に浸水が始まっているなど、指定緊急避難場所等への避難がcaえって危険を伴う場合は、建物の2階へ避難するなど身の安全を確保（緊急安全確保）してください。



- 避難場所まで、地域内の住民を避難誘導します。
- 地域内の住民の安否確認をします。
- 避難行動要支援者の避難支援をします。



●警戒レベルと避難情報

警戒レベル	状 況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1 市が発令
..... 警戒レベル4までに必ず避難!			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 市が発令
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難 市が発令
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 気象庁が発表
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 気象庁が発表

※1 災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

令和7年3月時点

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

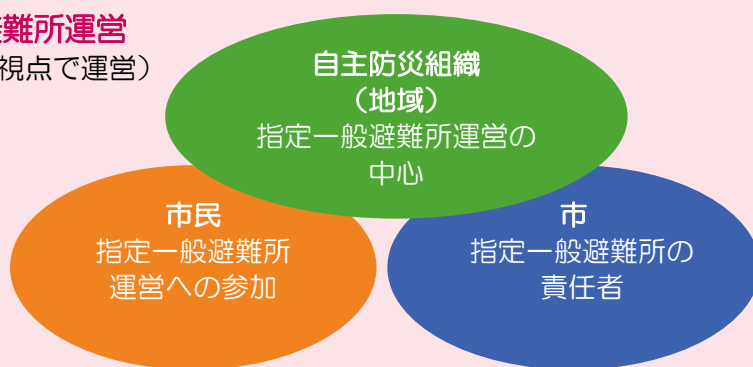
■指定一般避難所の運営

指定一般避難所は、災害が発生した時などに市民の生命の安全を確保する避難施設として、また、一時的に生活する施設として重要な役割を果たします。

指定一般避難所は、在宅避難者や車中泊を含む指定一般避難所以外の避難者を含む地域コミュニティの場となるため、原則として自治会、自主防災組織等を中心とした地域住民の自主運営を目指します。

■市・地域・市民が一体となった指定一般避難所運営

- 指定一般避難所運営体制の確立（男女両方の視点で運営）
- 生活ルールの取り決め
- 食料、飲料水等の配給、炊き出し
- 物資の仕分け、配布
- 防犯パトロールの実施
- 新型インフルエンザ等の感染症対策
- 健康管理や要配慮者の生活機能低下の防止
- NPO・ボランティア等の受入れ
- ペット同行避難の適切な受入れ など



■避難所にはこんな役割も

- 被害状況、復旧等の情報の提供
- 生活相談、健康相談等の巡回相談の実施
- 在宅避難者や車中泊を含む指定一般避難所以外の避難者への食料、飲料水等の配布 など

■避難所生活で生じる様々な問題も協力して解決

- プライバシーへの配慮（パーティションや簡易ベッドは、できるだけ避難所開設当初から設置）
- 要配慮者への支援
- 男女のニーズの違い（性的マイノリティ含む。）への配慮（トイレ・着替え・授乳・物干しスペース等の確保、女性向け物資の確保など）
- 避難生活の長期化への対応（入浴・洗濯支援、暑さ・寒さ対策、感染症対策、トイレの衛生管理、ペットの飼養ルールなど） など

■食料や生活必需品の不足に備える



- 県や他市町、関係機関と物資調達・輸送調整等支援システム等を活用した情報共有を図り、円滑な物資の調達・供給を図ります。
- 備蓄している食料・生活必需品等を供給します。
- 民間事業者等から食料・生活必需品等を調達します。
- 応急給水を実施します。
- 簡易トイレ等の配布や仮設トイレを設置します。



- 食料・飲料水・生活必需品等の家庭備蓄を活用します。
- 炊出しや物資の荷卸しや配布等に協力します。
- 家庭の井戸の活用、トイレ用水等の確保に協力します。



- 炊き出しの実施や協力を行います。
- 物資の荷卸しや配布等に協力します。
- 応急給水に協力します。
- トイレ用水等を確保します。



■要配慮者支援活動



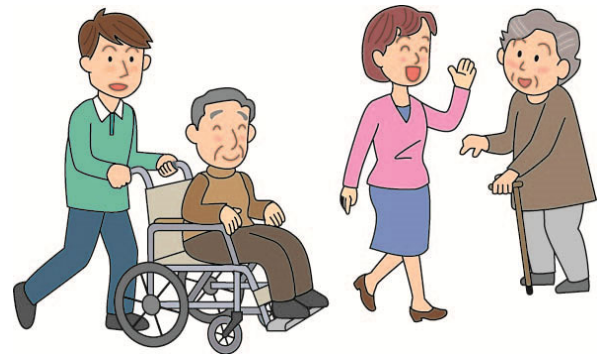
- 避難支援者等に対して、災害情報や警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達等を速やかに行います。（警戒レベルは津波の際には使用しません。）
- 協定を締結している社会福祉施設に要請し、「指定福祉避難所」を確保して、介護が必要な要配慮者を受入れます。なお、受入対象者はあらかじめ特定して公示します。



- 高齢者、障がい者等の要配慮者の方は、災害時には、支援者に対して自分の安否や支援が必要かどうか連絡するように努めましょう。



- 災害時には、隣近所にお住いの要配慮者に声をかけ、安否確認や避難の支援を行いましょ
- 避難支援者は、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を支援します。



復興に向けて(災害復興計画)

■災害復興本部の設置

- 必要に応じて今治市災害復興本部を設置します。

■災害復興計画の策定

- 被災の状況、地域の特性、市民の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定します。
- 計画策定にあたっては、学識経験者、有識者、関係機関、関係団体に属する者、市民等により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を決定します。

■復興の進め方

- 再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを推進します。
- 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めながら進めます。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう努めます。
- 被災地の復興に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮します。
- 地域住民の意向を丁寧に把握し、早期に住まいと暮らし、生業についての将来展望を持てるよう努めます。

■事前復興計画の策定の検討

- 南海トラフ地震等の大規模地震を想定した復興後のまちづくりを検討し、被災後の復興計画の基礎となる「事前復興計画」の策定について検討を進めます。

地区防災計画について

■地区防災計画とは

地区防災計画は、地域のみなさん（地区居住者等＝一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画で、市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、互助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

■計画の内容

地区防災計画は、地域のみなさんが地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができます。計画の内容の例としては、次のようなものが考えられます。

（計画内容の例）

- ① 基本方針（目的）
- ② 防災訓練
- ③ 物資や資機材の備蓄
- ④ 地区居住者等の相互の支援
- ⑤ 長期的な活動予定
- ⑥ その他地区の特性に応じて必要な事項等



地区防災計画（案）
の作成

市防災会議へ提案

地域防災計画
への盛り込み
の可否を判断

- 活動の実体はあるか
- 地区の理解は得られているか
- 行政との連携は可能か
- 避難行動要支援者の個別避難計画との整合が図られているか

市地域防災計画に盛り込み

※詳しくは、今治市地域振興部防災安全局防災危機管理課まで、お問い合わせください。

今治市緊急告知ラジオについて

■今治市緊急告知ラジオの概要

今治市緊急告知ラジオは、通常はAM・FMラジオの一般放送を聞く事ができ、今治市からの自動起動信号が発信された場合は、一般放送に割り込んで緊急放送や行政放送が流れます。

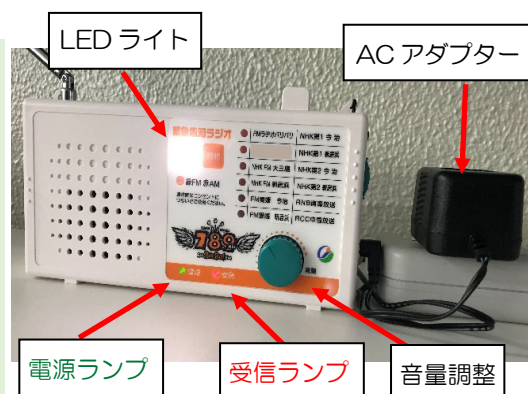
また、電源を確保※1)しておけば、ラジオを聞いていなくても、今治市から自動起動信号が発信された場合は、自動的に電源が入り、放送が流れます。

また、緊急放送時には、LEDライトが点滅し、お知らせします。

（※1）停電時に備え、ACアダプターと電池を両方確保してください。

■今治市緊急告知ラジオが自動起動して聞こえる放送内容

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の放送 **大音量・LEDライト点滅**
【自然災害情報】 緊急地震速報、大津波警報、特別警報など
【国民保護情報】 弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報など
- ② 今治市災害対策本部からの放送 **大音量・LEDライト点滅**
警戒レベルを用いた高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保など
（緊急告知放送確認専用電話番号 0898-23-6010）
- ③ 試験放送 **大音量・LEDライト点滅**
Jアラート（4回／年）、その他試験放送（数回／年）
- ④ 今治市行政放送番組（15分番組） **音量調整可・LEDライト非点滅**
毎日7:00、12:30、19:30



※電波状況により受信できない場所があります。

今治市地域防災計画・今治市水防計画（令和7年3月修正）概要版 令和7年3月発行

今治市地域振興部防災安全局防災危機管理課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

TEL：0898-36-1558 FAX：0898-32-2765

ホームページ 今治市トップページ＞防災危機管理課

<https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/>

今 治 市

